

新型コロナウイルスのある生活のための
岐阜市総合対策（第 3 版）

令和 2 年 9 月 1 日

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

目次

1. 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発
 - (1) 市民の皆様への周知・啓発
 - (2) 事業者の皆様への協力依頼
2. イベント、市有施設等の対応方針
 - (1) イベント等の取り扱い
 - (2) 市有施設の取り扱い
3. オール岐阜市役所での感染防止対策
 - (1) 学校等の感染防止対策
 - (2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策
 - (3) 社会福祉施設等における感染防止対策
 - (4) 市民窓口等における感染防止対策
 - (5) 職員の感染防止対策
 - (6) 自然災害発生時の感染症対策の強化
 - (7) 市民病院の診療体制
4. 今後に備えた医療提供体制
 - (1) 保健所の体制
 - (2) 検査体制の拡充
 - (3) 宿泊療養施設の設置
 - (4) 患者の搬送
 - (5) 医療従事者への物資の供給
5. 経済の再生
 - (1) 経済再生・就労支援
 - (2) 観光業の支援
 - (3) 農林水産業の支援
6. 教育体制の再整備
 - (1) 学びの場の確保と安全対策
 - (2) 教育の ICT 化
7. 「新たな日常」・社会経済の変容
 - (1) 市民生活の維持・「新たな日常」への対応
 - (2) 社会経済の変容
8. 緊急対策事業
 - (1) 「非常事態」総合対策(R2.5.6 改定)における対策
 - (2) “with コロナ”総合対策(R2.5.17～)
 - (3) 今後の対策

参考1 岐阜市における主な対応状況

参考2 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年5月15日策定(令和2年9月19日変更)
「コロナ社会を生き抜く行動指針」

I 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

(1) 市民の皆様への周知・啓発

① 新しい生活様式の徹底等の呼びかけ

市民に向けて

- ・ 「新しい生活様式」を広く市民へ周知するため、市が有する広報媒体のほか、テレビやラジオ等、多様な媒体を活用し、広報を展開
【市公式ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS、動画配信 (YouTube)、ポスター掲示、防災行政無線、防災情報メール】
- ・ 市有施設において注意看板やポスター等を掲示し、感染防止対策の啓発を実施
- ・ 患者の発生状況、感染症対策のお願いを記載した文書を、定期的に自治会に配布

外国人市民に向けて

- ・ 市有施設において、消毒、手洗いなど感染防止対策の徹底・周知を喚起するため、多言語での文書の掲示に取り組む。
- ・ ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市民のために、Skype を活用した生活相談を継続
 - ◇ 英語 毎日 10:00～12:00、13:00～16:00
 - ◇ 中国語 火、木、土 10:00～12:00、13:00～16:00
 - ◇ タガログ語 日～木 10:00～12:00、13:00～16:00
金 14:00～18:00
 - ◇ ポルトガル語 月 10:00～12:00、13:00～16:00
 - ◇ ベトナム語 日 10:00～12:00、13:00～16:00
- ・ 市 HP 等にて、国・県から提供される多言語情報や周知が必要な市の情報を多言語に翻訳し掲載することを継続

② 誹謗中傷や差別防止に向けた啓発

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を市 HP に掲載するとともに、啓発資料「守ろう人権住みよい岐阜市号外」を作成し、市内小中特別支援学校及び市立幼稚園、市岐商、児童生徒が出入りする公共施設（体育館、青少年会館、中央図書館等）へ資料を配布及び設置
- ・ 市内学校における感染者やその家族に対する SNS 上の誹謗中傷をはじめ、噂やデマを拡散する事例に対し、市民に向けてさらなる啓発のため、広報ぎふ（9月1日号）に掲載

ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

1 「コロナ・ハラスメント」？

新型コロナは人類未知のウイルスであり、誰も怖いものです。

この病気に対する恐怖心、誤解や偏見により、知らず知らず誰かを排除したり、差別をしていますか？ 身近なところで以下のようなこと（コロナ・ハラスメント）が起きているませんか？

- ・ 感染した感染者が、お店の方から「帰れ」と言われた。
- ・ 会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。
- ・ 感染者が、退社後にデイサービスを断られた。
- ・ インターネットで感染者を名指しするような書き込みがあった。
- ・ 感染者の子どもが、学校でコロナのことでいじめられ、泣きながら帰ってきた。
- ・ 感染者が発生した地域で、嫌がらせのビラが配られた。
- ・ 飲食店が、感染者が発生したという噂により、風評被害にあった。
- ・ 医療従事者の子どもが、保育所で受け入れ拒否やいじめを受けた。
- ・ 感染者が多発している車のナンバーの自動車に対し、嫌がらせのビラが貼られた。
- ・ 子どもが学校を休むと、同級生にコロナに感染したと言われた。
- ・ 感染者が出ている学校の学生が、アルバイト先から解雇された。

〇ご相談・お問い合わせは、以下まで。

- ・ 岐阜県人権啓発センター(058-272-8252)
- ・ お住いの市町村相談窓口

2 「思いやり」と「感謝」を

新型コロナは、誰でも感染する可能性があり、私たちが隣っている相手は、人ではなくウイルスです。

感染した方を「思いやり」、その立場を守ります。また、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。
このように人との絆を大切に、この難局を乗り越えましょう。

- 〇 患者、濃厚接触者、医療従事者、外国人の方々、他地域からの来訪者、そして、それらのご家族や特定の店舗などへの差別的扱い、非難を絶対になくしましょう。
- 〇 不確かな感染情報（デマ）の拡散は許されることはありません。SNSに書き込むなど安易に広げることは、かえって人に不安を与えるだけです。
- 〇 医療従事者をはじめ、新型コロナ対策に携わる関係者の方々、あるいは食品流通業務や、生活安全業務など、私たちの暮らしを支える方々に改めて感謝しましょう。



<「コロナ社会」での生活について>

〇 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」「3密の回避」の習慣化

● 人との距離の確保

- ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との距離を確保。
(できるだけ2m。最低1m)

- ・ 在宅勤務や時差出勤を活用
- ・ 外出時の予約の活用

● マスクの着用

- ・ 仕事や買い物などで外出するときは、熱中症に注意しつつマスクを着用

● 手洗いの励行

- ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手洗い・自らの体調管理の徹底・検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しない。

● 高感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかない。

（注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意

〇 感染リスクの高い場や行動は避ける

- ・ 閉め切った空間、大人数での酒類を伴う飲食・会食・カラオケ、マスクを外しての人との接触などは避ける。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくな屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

(2) 事業者の皆様への協力依頼

① 業種別ガイドライン、岐阜県行動指針の徹底

業種別ガイドラインや県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」[参考 2](#) (P42～)を参考に、岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス等も活用しながら感染防止対策を実行されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

また、感染防止対策を実施した店舗では、「with コロナステッカー」や「新型コロナ対策実施中!ステッカー」を掲示し、感染防止の徹底の自己宣言と利用者への注意喚起を行うよう、呼びかけていく。



見本

with コロナステッカー



見本

新型コロナ対策実施中!ステッカー

② 働き方の新しいスタイルの実践

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』(P4)を参考に、これまでの働き方から、「コロナ社会」での働き方へ見直されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

<「コロナ社会」での働き方について>

- 仕事場は密にならないよう一人ひとりの間隔を保持。また、頻繁に換気を実施
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等パーテーションを設置するなど遮断する措置を取る。
- 徹底した清掃・消毒を行う、ごみは密閉して廃棄するなど仕事場の衛生対策に努める。
- 従業員のマスク着用、手指消毒の徹底
- 毎日、従業員の健康チェックの徹底
- 在宅勤務や時差出勤を取り入れる。また、オンライン会議を活用
- 来客等入場者には、マスク着用の徹底を求めるとともに、発熱や風邪症状がある方には入場を控えていただくよう感染防止対策を徹底

2 イベント、市有施設等の対応方針

(1) イベント等の取り扱い

市が単独で実施するイベントは、新型コロナウイルス感染症対策を優先的に実施していくため、9月末まで中止することとしている。これ以降については、実施の必要性を判断した上で、開催にあたっては、県の指針[参考2](#)に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、各種講座の開催にあたっては、引き続き県の指針[参考2](#)に基づいた感染防止対策を徹底する。

市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針[参考2](#)に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

(2) 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針[参考2](#)に基づいた感染防止対策を徹底する。

3 オール岐阜市役所での感染防止対策

(1) 学校等の感染防止対策

市立小学校、中学校

- ・ 手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施
- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 学習指導員を8月21日から雇用し、児童生徒一人ひとりの学習定着や学校生活適応への支援を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員等が消毒を実施、8月21日からスクール・サポート・スタッフを雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施

岐阜特別支援学校(小学部・中学部・高等部)

- ・ 手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施
- ・ スクールバス車内での3密を避けるため、スクールバス4台を増便
- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を校舎に入る前に確認(スクールバス利用者はバス乗車前に確認)、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員等が消毒を実施、8月21日からスクール・サポート・スタッフ(小学部、中学部)、教員業務支援(高等部)を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施

市立幼稚園

- ・ 登園時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気、玩具等の小まめな消毒の実施などの感染予防対策を実施
- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を園舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない園児には、園舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど園児等が利用する場所のうち、多くの園児等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員等が消毒を実施

岐阜商業高等学校

- ・ 手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施
- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど生徒等が利用する場所のうち、多くの生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員が消毒を実施、8月17日から教員業務支援員を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施

女子短期大学

- ・ 夏休み期間中、毎日の検温等の体調管理と感染予防対策の徹底のほか、サークル活動の合宿や多人数の懇親会を自粛
- ・ 後期授業開始後も、通学前の毎日の検温による体調管理の徹底と、通学時のバス内の混雑を避けるため、時差授業を実施する。
- ・ 手洗い・マスク着用を徹底し、講義室内では格子状に座らせるほか、各講義室や廊下に感染予防のチェックシートを掲示し、教員、学生が随時確認を行う。また、パソコン教室や学生ホールのテーブルにパーテーションを設置する。

薬科大学

- ・ 感染防止対策の基本(マスクの着用、手洗い、人との間隔確保、3密回避)の実践を徹底する。
- ・ 後期授業開始(10月5日)に向け、学生に日々の体調等を「健康管理カード」に記録させ、体調の自己管理の徹底を図る。
- ・ 飛沫感染防止のため、食堂及び図書館の机上に、透明アクリル板のパーテーションを設置する。

市立看護専門学校

- ・ 講義は講堂や広い教室を活用して学生間や教員との距離を保ち、演習やグループワークなどではマスク着用に加え、フェースシールドやアイシールドなどの着用を義務づけて実施している。
- ・ 臨地実習では、実習前2週間の体調および行動歴を紙面にて報告させて事前に安全性を確認し、その都度実習先に連絡して了解を得ている。
- ・ 学生、教員、来校者には、玄関で体温測定ならびに体調チェックを行った

上で入館を許可し、昼休みにも体温測定ならびに体調チェックを実施している。

- ・ 休憩時間には実習室等を開放して、学生が利用できる洗面場所を増やし、手洗いやうがいを徹底させている。また、ドアノブ等複数人が触れる場所は頻回の消毒を実施している。

(2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策

- ・ 受け入れ体制の整備や利用料への財政負担については、全面的支援を県に求める。
- ・ 保育所、放課後児童クラブでの様々なリスク低減に向けた取り組みとして、登園時、登会時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気など衛生管理の基本となる対策を継続して実施。保護者が安心して子どもを預けることができる環境を確保
- ・ 「健康チェックカード【改訂版】」(8月5日)により、児童、職員の健康管理を徹底する。

(3) 社会福祉施設等における感染防止対策

- ・ 他県の大規模な施設内感染の発生事例を踏まえ改正された「感染・まん延防止チェックリスト(県作成)」により、さらなる感染防止を徹底
- ・ 介護サービス事業所等における感染症発症時又は濃厚接触者に対応した場合のサービス継続支援事業を実施
- ・ 感染防止に必要な衛生用品等の購入費用について支援を継続

(4) 市民窓口等における感染防止対策

- ・ 3密の回避のため、市HPに行政窓口や施設の混雑状況をリアルタイムでお知らせする情報サービス「混雑ランプ」を配信
- ・ 住民票の発行などを行う各事務所において、自家用車内等で待機してもらうことができるよう、ワイヤレスコールを導入し、密にならない待合スペースの整備と、窓口の規格に合わせたアクリル板の設置による飛沫感染防止対策の徹底

(5) 職員の感染防止対策

勤務形態

- ① 在宅勤務
- ② 時差勤務
 - ・ 12パターンから選択できる時差勤務
- ③ 勤務日の割振り
 - ・ 勤務日の割振り変更により、週休日を土、日以外に設定
- ④ その他
 - ・ 休憩時間帯の拡大を継続
(11時15分～13時30分の間で1時間)
 - ・ 本庁舎地下食堂のレイアウトの見直し及び食事の提供時間の拡大を継続
(11時15分～13時30分)
 - ・ 会議室を休憩場所として開放(明徳庁舎2階)
(12時～13時)

職員の意識の徹底

- ・ 家族も含めた、日常生活における「新しい生活様式」(P4)の実践
 - ※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」など
- ・ 出勤前の検温実施と体調がすぐれない場合の出勤停止
- ・ 所属長による所属職員の健康管理の徹底
- ・ 職員の健康自己チェックシートの作成及び所属における健康自己チェック済み確認表の作成
- ・ 職員の行動歴シートの作成
- ・ 職場の清掃・消毒及び換気の徹底

(6) 自然災害発生時の感染症対策の強化

- ・ 避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)の市民(自主防災組織)への周知及び訓練の実施
- ・ 避難所における感染症対策実施のための備蓄の充実
- ・ 避難所としてのホテル・旅館等の民間施設の活用

(7) 市民病院の診療体制

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き継続しながら

- ・ 病院内への入館規制を引き続き行う

- ・ 外来については、過密対策を行いつつ実施
- ・ 入院については、面会禁止としたうえで実施
- ・ 手術、各種検査については、飛沫予防策を含む感染症対策を徹底したうえで実施
- ・ 健康管理センター（健診事業）については、一部検査の制限を行いつつ実施

4 医療提供体制

(1) 保健所の体制

① 岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部の設置

- ・ 本市でクラスターが発生した際には、引き続き岐阜県と合同で積極的疫学調査を実施し、早期終息を目指す。

② 感染症対策課の設置

- ・ 8月3日付けて新設した「感染症対策課」において感染症対策に係る施策を総合的・専門的に担う。感染症対策チームは、継続する。

(2) 検査体制の拡充

① 衛生試験所の検査体制

- ・ 1日あたり最大40検体、必要に応じ最大60検体／日のPCR検査が可能な状態を維持
- ・ 今後の検体の増加に対応できるよう必要な検査試薬を確保

② 医療機関内検査の拡大

- ・ PCR法やLAMP法等を用いた検査を医療機関内で実施

③ 市医師会との連携による「地域外来・検査センター」の設置

- ・ 岐阜市医師会と連携し、岐阜市民を対象とする「地域外来・検査センター」を6月15日に設置
- ・ 週2日から3日、1日当たり20件程度の検査を実施

(3) 宿泊療養施設の設置

- ・ 岐阜県は、岐阜圏域では、羽島市の「HOTEL KOYO」を1棟借り上げ、265室を確保。患者搬送の際は、県保健所等が保有する移送車を利用し、スタッフとして本市職員が対応

(4) 患者の搬送

- ・ 患者搬送には、保健所の要請により消防本部の救急車で搬送

(5) 医療従事者への物資の供給

- ・ 市内の医療従事者が求めるマスク等医療物資を購入して届ける活動として「岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金」を受付中(5月1日(金)～)
※7月31日現在の寄附金総額:約1,240万円(196件)
- ・ 本市に対してご寄附いただいたマスク等(使途が決められてないものに

限る)について、医療機関に配布

※8月31日現在のマスク寄附枚数:約 134,500 枚

【岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金と本市へのご寄附を活用した各医療機関、団体等への物資供給実績(8月31日時点)】

○延べ189の医療機関に医療物資を配布

マスク:約 18,000 枚

サージカルマスク:約 30,000 枚

ニトリルグローブ:約 53,000 枚

フェースシールド:400 枚

アイソレーションガウン:600 枚

消毒用アルコール:140 本

○施術所に約 24,000 枚のマスクを配布

○岐阜市医師会に 30,000 枚のマスク、約 13,000 枚のサージカルマスク、約 25,000 枚のニトリルグローブを配布

○岐阜市歯科医師会に 20,000 枚のマスクを配布

○岐阜市薬剤師会に 20,000 枚のマスクを配布

5 経済の再生

(1) 経済再生・就労支援

① 経済再生

○ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金

- ・ 売り上げ減少など経営が厳しくなっている中小企業を支援するため、実質無利子無担保で融資を受けることが出来る市の融資制度を5月1日から創設。当初3年間の利子を全額補給。併せて、融資に要する原資も増額した。

(※5月1日～融資限度額 30,000 千円)

(※6月15日～融資限度額 40,000 千円)

受付開始(5月1日)後、これまでに1,972件 約333億円の融資を実行(7月31日時点)

○商店街イベント・集客プロモーション事業

- ・ 商店街組織等がにぎわい回復のために実施するイベント(県の決定を受けた)の開催に対し、上乗せ支援している。8月20日より受付開始

○地域経済回復支援事業

- ・ 産業振興団体・商店街組織等が経済回復のために実施するイベント等に対し支援している。8月20日より受付開始

○広告宣伝支援事業補助金

- ・ 売り上げが減少している中小企業等に対し、販売促進等のために実施する広告宣伝に対し、10万円を上限に支援している。
受付開始(8月14日)後、これまでに20件申請受付(8月27日時点)

○バイローカル運動の推進

- ・ コロナ禍により低迷している消費を喚起するため、市内で販売されているものを購入し、市内事業者を応援している。

② 就労支援

○WEB版の合同企業説明会(ぎふ、仕事フェア)の開催

- ・ 市主催のWEBでの合同企業説明会を開催する。
(10月17日、24日、25日、31日)

○離職又は内定を取り消された方を対象とした職員採用試験の実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で離職又は内定を取り消された方を対象に、雇用創出として、求職活動をしやすい、パートタイムの会計年度任用職員の採用試験を随時実施

(2) 観光業の支援

感染防止を図りながら落ち込んだ観光業の回復を図るため、市→県→全国と段階的に範囲を広げながら観光キャンペーンを実施し、需要喚起を促す。

○市民地元再発見宿泊キャンペーン事業

- ・ 市民を対象に、鶺鴒や大河ドラマ館を含めた割引宿泊プランを造成し、地元の魅力再発見を通じ、シビックプライドの醸成につなげる。
7月4日から予約受付開始、宿泊対象期間は、7月4日から9月30日まで。
予約率は、約98%(8月27日現在)。

○県民モニター情報発信ツアー事業

- ・ 県内在住者を対象にモニターツアーを実施し、参加者の SNS 等による情報発信や、アンケートの課題分析による観光資源の魅力向上を図る。
9月1日から予約受付開始、実施期間は、9月26日から12月12日まで。

○オンライン旅行会社を活用した観光需要喚起対策事業

- ・ 全国を対象にオンライン旅行会社が運営する宿泊予約サイトで市内宿泊施設の宿泊割引クーポンを発行するキャンペーンを開催し、観光需要の喚起を図る。
感染状況を注視し、時期を見極め実施

(3) 農林水産業の支援

○農作物の売上減少等への支援

- ・ 岐阜市農業再生協議会(事務局:農林園芸課内)が高収益作物次期作支援交付金(国)の事業実施主体のひとつとなり、国への申請の取りまとめ等を随時実施している。

○畜産業者等への助言指導

- ・ 畜産業等の従事者に対して、感染防止に係る指導助言を実施している。

6 教育体制の再整備

(1) 学びの場の確保と安全対策

市立小学校、中学校、岐阜特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- ・ 児童生徒一人ひとりの学習定着や学校生活適応への支援を実施するため、学習指導員を、適任者のいる学校を主として小学校22校、中学校8校に配置する。（8月21日、小学校22校、中学校4校に配置）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業等を担うスクール・サポート・スタッフ及び教員業務支援員を、全小中学校、岐阜特別支援学校に配置する。（8月21日、小学校18校、中学校3校、岐阜特別支援学校に配置）
- ・ 感染症対策等を徹底しながら、児童生徒の学習を保障するために、全小中学校、岐阜特別支援学校への必要な物品（消毒液や保健衛生用品等）を整備する。

岐阜商業高等学校

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業等を担う教員業務支援員を配置（8月17日）
- ・ 感染症対策等を徹底しながら、生徒の学習を保障するために、必要な物品（消毒液や保健衛生用品等）を整備する。

女子短期大学、薬科大学

- ・ 高等教育の修学支援新制度の対象外である学生が、家計急変に伴い授業料等の納付が困難になった場合の支援として、大学独自に授業料等を減免する。
- ・ その他の対策については、P8を参照

市立看護専門学校については、P8を参照

(2) 教育の ICT 化

市立小学校、中学校

- ・ 新学年の教科書に準拠した授業動画を教員が作成し、4月20日から「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信。5月末までに約200本の動画を配信し、現在も予習・復習等に活用、インターネットが利用できない場合は授業動画 DVD を貸し出す。
- ・ 岐阜市オンライン学習サービス「e ライブラリアドバンス」を活用し、自宅の

端末からドリル学習に取り組み、学習内容の定着が図れるようにする。

- ・ 文部科学省「GIGA スクール構想」に沿い、市立小中学校のすべての児童生徒を対象に、1人1台端末としてタブレットを導入し、オンライン学習等の環境を整備する。

岐阜特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- ・ 教職員が作成した「生活単元学習」動画を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信しており、現在も活用
- ・ 文部科学省「GIGA スクール構想」に沿い、特別支援学校の児童生徒を対象に、1人1台端末としてタブレットを導入し、オンライン学習等の環境を整備する。

市立幼稚園

- ・ 私立を含む市内の幼稚園、子育て支援団体、大学等の協力を得て、家庭での“学びにつながる遊び”を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで紹介しており、現在も活用

岐阜商業高等学校

- ・ 生徒の家庭学習支援として、教師による確実な見届けと指導を行うために、教科書に基づく課題の指示と、4月21日から学習アプリ「Moodle」（ムードル）を利用した学習支援サイトを立ち上げ、生徒の学習支援状況を把握しながら、生徒の理解を助ける動画を配信するなど支援体制の充実を図っている。
- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備する。

女子短期大学

- ・ 後期授業開始の9月23日以降も、遠隔授業（オンライン講義）と対面授業の併用を継続する。
- ・ 遠隔授業（オンライン講義）における学修環境を整えるため、経済的理由で、パソコンを準備できず、機能制限のあるスマートフォンで受講する学生に対して、ノートパソコンを貸し出す。
- ・ 受講者の多い対面授業の3密を避けるため、学内に無線LANのアクセスポイントを整備し、複数講義室で受講を可能とするとともに、遠隔授業ソフ

トの機能を活用した対面授業を行う。

薬科大学

- ・ 後期の対面授業は、学生間の間隔を十分に確保して実施するため、1授業について2つの教室を使用し、一方の教室での授業の様子を別の教室に配信し、学生が分散して受講する体制とする。また、状況に応じて遠隔授業への切り替えに対応できる体制を整える。

市立看護専門学校

- ・ 現在は3密とならない体制を整え、対面授業を行っているが、感染症拡大状況に合わせ、遠隔授業（オンライン授業）も実施できる体制を整えている。

7 「新たな日常」・社会経済の変容

(1) 市民生活の維持・「新たな日常」への対応

○住居確保給付金

- ・ 離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方を支給対象者に追加

○ひとり親世帯臨時特別給付金

- ・ 子育てと仕事を一人で担う児童扶養手当受給世帯に対し、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、1世帯5万円（第2子以降につき3万円を加算等）を支給
基本給付:2,764 世帯 8/3 支給済み
追加給付:8/3～現在受付中

○ひとり親家庭等臨時特別応援金

- ・ ひとり親世帯臨時特別給付金の対象とならないひとり親世帯に対し、1世帯3万円の応援金を支給
8/3～現在受付中

○水道料金及び下水料金の支払猶予

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響（り患、収入の減少、事業の休・廃業等の理由）により、一時的に料金の支払が困難な方（個人・法人全て）に対し、令和2年3月検針分から令和3年2月検針分について、奇数月検針の方の支払いは令和3年5月26日、偶数月検針の方の支払いは令和3年6月28日まで支払いを猶予
※申請期限は、令和2年12月28日まで

○スマートフォン等を活用した市税等の納付

- ・ キャッシュレス化の普及促進と納付方法の多様化による利便性の向上のため、スマートフォン等を使ったクレジットカード納付の導入及びスマホ決済の促進

○テレワークの推進事業

- ・ テレワークの導入は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のほか、働く人のワーク・ライフ・バランスの実現、多様な人材の社会参画、企業の生

産性の向上など様々な課題を解決できることが期待されている。テレワークの推進のため、テレワークプランとして日中に客室を利用するプランを提供するホテル・旅館に対して補助を実施、市民はテレワークプランを利用することで、利用料金の割引を受けられるよう対応した。

- ・ 13のホテルが認定を受け8月1日より実施し、プランを提供中

(2) 社会経済の変容

○市内中小企業のテレワークの推進

- ・ 岐阜市リモートオフィス(Neo work-Gifu)を活用し、市内中小企業のテレワークを推進。テレワークの普及啓発のため、セミナーを開催する。(令和2年9月17日、10月15日)

○庁内デジタルトランスフォーメーションの推進

① テレワーク環境

庁内ネットワークに接続できるパソコン(100台)による勤務

② Web 会議

出先機関の職員、在宅勤務の職員、外部機関のメンバー等との会議が円滑に測れるよう、Web 会議の利用促進

③ キャッシュレス決済

現金に触れずに済むキャッシュレス決済を鶺鴒観覧船乗船券の券売や市税等で実施

8 緊急対策事業

(1) 「非常事態」総合対策(R2.5.6 改定)における対策

新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急対策(R2.4.27発表)

①緊急支援フェーズ

一般会計規模 45,732,324千円
特別会計規模 10,000千円

1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化
 - ・PCR検査機器の整備支援
- (2) 感染拡大防止支援
 - ・医療機関への衛生用品配布等の支援(ふるさと納税等の活用)
 - ・福祉施設等における衛生用品の購入支援等
- (3) 病床の確保
 - ・入院病床確保のための空床補償
- (4) その他
 - ・小中学校等における非接触型体温計の配備
 - ・放課後児童クラブ
 - ・小学校臨時休業等に伴う開設時間延長対応
 - ・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)

2 市民生活及び事業者への緊急支援

- (1) 市民生活への支援
 - ・特別定額給付金(4/27一部専決)
 - ・子育て世帯への支援
 - ・就学援助
 - ・住居確保給付金
 - ・傷病手当金の給付
- (2) 事業者への支援
 - ・実質無利子無担保融資制度の創設(4/27専決)
 - ・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
 - ・雇用調整支援金
- (3) その他
 - ・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免

②予備費執行による緊急対策

- ・テイクアウト応援サイトの開設
- ・薬科大学オンライン講義環境整備
- ・感染症検査機器、患者移送用資機材配備
- ・ワンストップ経営相談窓口の設置
- ・庁舎等相談窓口等の環境整備
- ・(アクリルパーテーション、電話回線増設等)
- ・サテライトオフィス、テレワークに係る事務用品の購入等

約0.9億円

回復フェーズ

1 消費需要の喚起

- ・観光キャンペーンの実施(R2.3補正 4,000万円)

現在 検討中

① 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

● 検査体制の強化 ※6月追加補正減額

○PCR検査機器の整備支援(国 10/10)

医療機関等における検査に必要な機器等の整備を支援

※予算 保健所費 規模 1,760 千円(一財 0)

● 感染拡大防止支援

○医療機関への衛生用品配布等の支援(岐阜市単独)

医療従事者等の支援を図るため、ふるさと納税に新たに応援メニュー「岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金」を創設し、寄附を活用してマスク等の衛生用品を購入し、配布

○福祉施設等における衛生用品等の購入支援等(保育園等国 10/10)

※障害福祉サービス事業所等(国 2/3、岐阜市 1/3)

※高齢者福祉施設等(岐阜市単独)

保育園、障害福祉サービス事業所等の福祉施設に対し、感染防止に必要な衛生用品等の購入を支援

併せて、岐阜市単独事業として高齢者福祉施設等に対しては、1事業所

10 万円を上限に、衛生用品等の購入を支援

※予算 子ども保育費 規模 53,566 千円(一財 0)

子ども支援費 規模 3,954 千円(一財 0)

障害者総合支援費 規模 22,500 千円(繰入金 7,500)

老人福祉費 規模 102,600 千円(繰入金 102,600)

私立保育園 106 か所、病児・病後児保育施設 7 か所、母子生活支援施設 2 か所、
障害サービス事業所等 330 か所、高齢者福祉施設等 1,026 か所

● 病床の確保

○病床確保の支援(国 1/4、岐阜市 1/4、県 1/2)※6 月追加補正減額

新型コロナウイルス感染症患者の受入可能病床を確保するため、病床を空けた状態とする医療機関を支援(@32,000/日) ※国補助制度に県単補助を上乗せ

※予算 保健所費 規模 252,387 千円(繰入金 64,298)

● その他

○小中学校等における非接触型体温計の配備(幼:国 10/10、その他:岐阜市 1/2)

登校時に短時間で体温測定が行えるよう市立の幼稚園、小・中・高・特別支援学校に非接触型体温計を配備 ※配備数計 72 台

※予算 保健体育費 規模 1,439 千円(一財 700)

○放課後児童クラブ(国 1/3、県 1/3、岐阜市 1/3)

仕事を休むことが困難な家庭の児童を対象に、小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの開設を延長

※予算 青少年育成費 規模 30,766 千円(一財 10,256)

※放課後児童クラブ 46 か所(6 月 1 日現在 119 教室開設)

○ICT教育推進(岐阜市単独)

中学校3年生を対象に家庭でのオンライン学習環境を確保するため、タブレット端末を導入

※タブレット端末機器レンタル計 約 4,000 台

※予算 中学校教育振興費 規模 75,919 千円(一財 75,919)

② 市民生活及び事業者への緊急支援

● 市民生活への支援

○特別定額給付金(国 10/10) ※4/27 一部専決 111,168 千円

国民一人当たり一律 10 万円の特別定額給付金を支給 ※約 40.9 万人を想定

※予算 援護費 規模 40,987,914 千円(一財 0)

8 月 15 日(当日消印有効)に申請受付を終了した。

○子育て世帯への支援

・臨時特別給付金(国 10/10)

児童手当の受給者に対し、児童 1 人当たり 1 万円の臨時特別給付金を支給

※予算 子ども支援費 規模 485,666 千円(一財 0)

公務員以外の方については 6/15 支給済み

公務員については現在受付中、一部支給済み(合わせて 28,499 世帯)

※対象児童数 約 4.7 万人を想定

・岐阜市ひとり親家庭等応援金(岐阜市単独)

児童扶養手当を受給する世帯に対し、岐阜市独自の応援金(1 万円)を支給

※予算 子ども支援費 規模 27,589 千円(一財 249、繰入金 27,340)

※対象世帯数 2,731 世帯に 5/27 支給済

○就学援助(岐阜市単独)

学用品費や給食費等の援助を行う準要保護について、家計が急変した世帯も対象なるよう直近4か月の収入状況による認定基準を追加(当初予算対応)

○住居確保給付金(国 3/4、岐阜市 1/4)※5月補正【再掲】

離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方を支給対象者に追加

※予算 援護費 規模 21,396 千円(繰入金 5,349)

○傷病手当金(特別調整交付金 10/10)

国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、感染または感染が疑われる被用者に傷病手当金を支給(適用:令和 2 年 1 月~)

※予算 国保特会 規模 10,000 千円

● 事業者への支援

○ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ※4/27 専決 2,345,700 千円

売り上げ減少など経営が厳しくなっている中小企業を支援するため、実質無利子無担保で融資を受けることが出来る市の融資制度を 5 月 1 日から創設。当初 3 年間の利子を全額補給。併せて、融資に要する原資も増額

(※5 月 1 日～融資限度額 30,000 千円)

(※6 月 15 日～融資限度額 40,000 千円)

○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(県 1/2、岐阜市 1/2)

県の休業要請に応じて 4 月 18 日～5 月 6 日までの間、全面的に協力した事業者に対し、協力金を 50 万円支給した。

5月20日(当日消印有効)に申請受付を終了した。

※予算 商工業振興費 規模 1,000,000 千円(一財 1,000,000)

○雇用調整支援金(県 1/2、岐阜市 1/2)

国の雇用調整助成金を活用した事業所を対象に、事業主負担分を補助している。

※予算 労働諸費 規模 208,000 千円(一財 104,000)

○テイクアウト応援サイト開設(予備費執行)

頑張っている飲食店を支援するため、岐阜商工会議所、柳津町商工会と連携し、テイクアウトを実施している情報サイト『ウチ店』を開設している。

○ワンストップ経営相談窓口の設置(予備費執行)

事業者の多岐にわたる相談に迅速に対応するため、岐阜商工会議所と連携し、会議所建物内において、会議所の経営相談や国の制度の受付、市の融資認定受付などのワンストップ窓口を 5 月 1 日から開設している。

● その他

○市税及び国民健康保険料等の猶予、減免 ※補正予算なし

収入が大幅に減少し、市税の納付が困難な方について、1年間納付を猶予し、猶予期間中の延滞金を免除。また、収入が減少した国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の被保険者に対して保険料を減免

新型コロナウイルス感染症 岐阜市総合対策

「緊急対策」(2020.4.7発表)

1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化
 - ・PCR検査実施数の確保支援
- (2) 感染拡大防止支援
 - ・医療機関への備品・医薬品配付等の支援
 - ・（ふるさと納税等の活用）
 - ・福祉施設等における生活用品の購入支援等
- (3) 療養の確保
 - ・入居環境確保のための設備整備
- (4) その他
 - ・小・中学校における感染拡大防止対策の促進
 - ・食育推進クラブの時間延長
 - ・（ICT教育推進（オンライン）学習環境確保）
 - ・無料の給食、子ども給食と学校（小・中）に調理環境整備
 - ・（テレワーク等の支援）
 - ・自営業等に対する営業支援
 - ・経済回復のための店舗の拡大

予算総額	25,448万円
内 5月補正	15,432万円
6月補正	30,225万円
7月補正	24,491万円
予備費	24,491万円

2 市民生活及び事業者への緊急支援

- (1) 市民生活への支援
 - ・特別定額給付金
 - ・子育て世帯への支出（臨時特別給付金、ひとり親家庭等支出補助）
 - ・低所得者へ（住居費等給付金）
 - ・高齢者へ（介護費等給付金）
- (2) 事業者への支援
 - ・営業時間短縮・営業時間延長
 - ・営業時間短縮・営業時間延長の補助
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
- (3) その他
 - ・保健及び医療機関等に対する支援、給食

2 医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化
 - ・地域医療・検査センターの設置（予定）
 - ・PCR検査実施回数自己負担の軽減
- (2) 医療機関の医療提供体制の強化
 - ・院内感染防止対策、高度医療提供体制
 - ・医療従事者への奨励等の実施

予算総額	22,247万円
内 5月補正	11,229万円
6月補正	11,229万円
7月補正	11,229万円
予備費	22,247万円

「with コロナ」総合対策(2020.4.17)

1 社会経済活動と感染拡大防止対策

- (1) 市民・事業者への感染拡大防止対策支援
 - ・事業者への感染拡大防止対策支援
 - ・社会経済活動、子育て支援施設等への感染拡大防止対策支援
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
- (2) 市民・事業者への感染拡大防止対策支援
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
- (3) 市民・事業者への感染拡大防止対策支援
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
- (4) その他
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進

3 回復に向けての支援

- (1) 市民生活への支援
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
- (2) 事業者への支援
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
- (3) その他
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進
 - ・（テレワーク）の推進

・6月追加補正(国・県 10/10)

私立保育園、子育て支援施設、病児病後児保育施設、母子生活支援施設等に対し、衛生用品や感染防止対策備品の購入を支援

※予算 子ども支援費 規模6,500千円(一財 0)

子ども保育費 規模53,500千円(一財 0)

・7月専決(県 1/2、岐阜市 1/2)

私立保育園等に対し、空調換気機器の設置や施設改修を支援

※予算 子ども保育費 規模27,500千円(繰入金 13,750)

○介護サービス事業所等への事業継続支援(国 2/3、岐阜市 1/3)

※6月補正

利用者や職員に感染者が発生した介護サービス事業所等や、休業要請を受けた通所サービス事業所等に対し、消毒等の衛生対策や事業継続に必要な人員確保などの経費を支援

※予算 老人福祉費 規模 13,777 千円(繰入金 4,593)

○介護サービス事業所等への個室化改修支援(国 10/10) ※9月補正

感染拡大を防止するため、多床室を個室化するための改修費用を支援

※予算 老人福祉費 規模 27,384 千円(一財 0)

○路線バス利用環境整備(岐阜市単独) ※9月補正

新しい生活様式に対応するため、路線バスにおける全国交通系ICカードによる運賃精算が可能となるようなシステムの導入に係る経費を国の補助と合わせ支援

※予算 都市建設総務費 規模 21,000 千円(一財 21,000)

○妊産婦の感染予防支援(予備費執行)

妊産婦の感染リスク低減のため、母子健康手帳交付時や産後訪問時などに、啓発パンフレットとともに衛生用品(マスク、アルコールハンドジェル)を配布

○with コロナあんしん追跡サービス(予備費執行)

店舗等において、感染者が発生した場合、来店者や利用者に対し接触の可能性を通知するQRシステムを整備している。

● 市民・事業者への「新しい生活様式」の定着

○感染症対策特集パンフレットの作成・配布（岐阜市単独）※5/17 専決

日常生活の中で心がけが必要な「新しい生活様式」を広報するため、
保存版パンフレットを作成し、市内全戸・全事業所に配布

※予算 広報費 規模 3,500 千円（一財 3,500）

○テレビ・ラジオを活用した広報（岐阜市単独）※6月補正

「新しい生活様式」について、メディアを活用し継続的に市民に広報する
ため、啓発番組を制作・放映（放送）

※予算 広報費 規模 4,739 千円（一財 4,739）

○テレワーク推進事業（岐阜市単独）※6月補正

「新しい生活様式」の働き方実践例であるテレワークを推進するため、
テレワークプランを提供する市内のホテルや旅館等を利用した場合に
料金の一部を助成している。

※予算 商工業振興費 規模 4,800 千円（一財 4,800）

● 市有施設等の感染拡大防止対策

○公立保育所、児童施設等の衛生備品整備

・5/17 専決（岐阜市単独）

公立保育所の手洗い場蛇口の自動水栓化やお昼寝用ベッド、殺菌用
ロッカーの導入など、衛生環境を整備

※予算 子ども保育費 規模 71,275 千円（繰入金 71,275）

・6 月追加補正（県 10/10、一部施設 岐阜市単独）

公立保育所、児童館、幼児支援教室等において、衛生用品等を購入

※予算 子ども支援費 規模 7,500 千円（繰入金 1,000）

子ども保育費 規模 10,000 千円（一財 0）

子ども若者総合支援センター費 規模 4,400 千円（繰入金 4,400）

○市立学校の感染拡大防止対策 ※6 月追加補正

・学校（幼小中高特）において、感染防止のための衛生用品等を購入

（国 1/2、岐阜市 1/2※幼稚園は国 10/10）

※予算 小学校管理費 規模 68,500 千円（一財 34,250）

中学校管理費 規模 30,000 千円（一財 15,000）

特別支援学校管理費	規模 3,000 千円(一財 1,500)
高等学校管理費	規模 3,000 千円(一財 1,500)
幼稚園管理費	規模 1,000 千円(一財0)

・学校(小中高特)において、感染防止対策をサポートするためのスクール・サポート・スタッフ又は、教員業務支援員を配置(国 10/10※報酬等)

※予算 小学校教育振興費	規模 8,818 千円(一財647)
中学校教育振興費	規模 4,410 千円(一財324)
高等学校管理費	規模519千円(一財2)
特別支援学校管理費	規模 1,360 千円(一財42)

○ICT教育推進(岐阜市単独)

・6月追加補正

学校(小中特)において、家庭でのオンライン学習環境を確保するため、全ての生徒にタブレット端末を導入

※予算 小学校教育振興費	規模 236,333 千円(一財 236,333)
中学校教育振興費	規模 72,987 千円(一財 72,987)
特別支援学校管理費	規模 4,744 千円(一財 4,744)

・7月専決

家庭でのオンライン学習環境を確保するため、市岐商において、全ての生徒にタブレット端末等を導入。

短大においては、貸与用パソコン及び学内の分散学習のための、環境を整備

※予算 高等学校管理費	規模 11,916 千円(一財 11,916)
大学管理費	規模 27,946 千円(一財 27,946)

○特別支援学校スクールバス拡大(岐阜市単独 ※3カ月分のみ国 1/2)

※6月補正

特別支援学校スクールバス車内における「3密」を避けるため、定員の半数で乗車できるようバスを増便

※予算 特別支援学校管理費	規模 20,500 千円(一財 17,083)
---------------	-------------------------

○図書館の感染拡大防止対策(岐阜市単独)

・5/17 専決

中央図書館・分館及び5図書室に図書消毒機器を設置

※予算 図書館費 規模 3,814 千円(一財 3,814)

・9 月補正

インターネットを通じ図書が読める電子図書館サービスを整備

※予算 図書館費 規模 5,905 千円(一財 5,905)

○地域間オンライン会議環境整備(岐阜市単独) ※7/31 専決

地域の拠点となる地域公民館 50 館にオンライン会議環境を整備

※予算 市民協働推進費 規模 1,871 千円(一財 1,871)

○観光文化施設等サーマルカメラ導入 ※6 月補正

※観光施設(国1/2、岐阜市1/2)

※文化施設(国1/2、岐阜市1/2)

※コンベンション・スポーツ施設(岐阜市単独)

市内外から利用者が訪れる観光・文化施設等において、来館者の発熱等を効果的に検知し、感染拡大リスクの低減を図るため、赤外線サーマルカメラを導入

※予算 観光振興費	規模 900 千円(一財 450)
コンベンション推進費	規模 458 千円(一財 458)
文化・芸術振興費	規模 458 千円(一財 229)
歴史博物館費	規模 1,129 千円(一財 565)
スポーツ振興費	規模 1,145 千円(一財 1,145)
科学館費	規模 900 千円(一財 450)
観光特会	規模 1,129 千円(一財 565)

○避難所備品整備(予備費執行)

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ作成した避難所運営マニュアルの運用に必要な、簡易型テントなどの資機材を整備

○救急車両感染拡大防止対策(予備費執行)

救急隊員及び同乗者(家族等)の感染リスク軽減を図るため、救急車両にオゾン除染装置を導入

● その他

○分散登校時における牛乳等の提供(予備費執行)

学校再開から分散登校期間において、児童生徒の栄養補給の観点から、牛乳等を提供

○夏季期間の給食調理に係る環境整備（岐阜市単独） ※6月補正

夏休みを短縮することに伴う、授業実施日の給食調理のため、調理業務を追加するとともに、労働環境を整備

※予算 保健体育費 規模 9,092 千円（一財 9,092）

○ひとり親家庭等相談体制の強化（国 1/2、岐阜市 1/2） ※6月追加補正

感染防止に配慮した相談支援体制の強化を図るため、テレビ電話やSNS等を活用した相談業務を、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに委託

※予算 子ども支援費 規模 340 千円（一財 170）

○市税等クレジット収納の導入（岐阜市単独） ※9月補正

市税や国民健康保険料等における、スマートフォン等を活用したクレジットカード収納を導入

※予算 賦課徴収費 規模 1,672 千円（一財 1,672）

② 医療提供体制の充実・強化

●検査体制の強化等

○地域外来・検査センター運営（国+県 1/2、岐阜市 1/2） ※5/27 専決

岐阜市民を対象にドライブスルー方式で行う「地域外来・検査センター」の運営を岐阜市医師会に委託

※予算 保健所費 規模 20,672 千円（繰入金 10,337）

○医療従事者への医療物資の提供等（岐阜市単独） ※6月補正

岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金を活用し、医療従事者に対するマスク等医療物資を提供

※予算 保健所費 規模 20,564 千円（寄附金 20,564）

○PCR検査物品の整備（国 1/2、岐阜市 1/2） ※6月補正

市が行うPCR検査に必要な物品等を整備

※予算 保健所費 規模 12,084 千円（一財 6,043）

○PCR検査費用の負担（国 1/2、岐阜市 1/2） ※6月補正

医療機関において保険適用によりPCR検査を受診した方の自己負担相当分を負担

※予算 保健所費 規模10,107千円(一財5,054)

●市民病院の医療提供体制の強化等(県 10/10) ※6月追加補正

○院内感染防止対策

救急・周産期・小児医療の提供を継続するため、院内感染対策を講じながら診療体制の確保に必要な機器等を整備

※予算 器械及び備品費、経費 規模128,666千円(一財0)

○高度医療向け設備整備

感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するため必要な設備を整備

※予算 器械及び備品費 規模53,074千円(一財0)

○医療従事者への慰労金の支給

感染リスクと向き合い業務を行っている医療従事者やその他職員等に対し、慰労金を支給

※予算 経費 規模396,800千円(一財0)

③ 回復に向けての支援

●学びの応援

○子どもの学び応援(岐阜市単独) ※5/17 専決

保育所等の閉園、学校の臨時休業により登園、登校ができなかった子どもたちへ、5千円分の図書カードを配布し、学びの応援を実施

※予算 子ども保育費 規模19,420千円(一財19,420)

3,896人配付済み(完了) ※対象者数 約4千人を想定

教育事務局費 規模187,149千円(一財187,149)

※対象者数 約3.7万人を想定

○学習指導員の配置(県 10/10※報酬等) ※6月追加補正

学校の再開に伴い、市立小中学校の児童生徒の学習及び学校生活適応支援を図るため、学習指導員を配置

※予算 小学校教育振興費 規模8,270千円(一財33)

中学校教育振興費 規模3,008千円(一財12)

○市立大学生への学修支援(岐阜市単独) ※5/17 専決

オンライン講義や参考書の購入など、学生の学修環境を整えるため、

女子短期大学及び薬科大学の在学生に対し、1万円の給付金を支給

※予算 女子短期大学管理費 規模 4,910 千円(一財 4,910)

薬科大学管理費 規模 7,610 千円(一財 7,610)

●市民生活への緊急支援

○住居確保給付金(国 3/4、岐阜市 1/4) ※6月追加補正【再掲】

離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、申請件数の増加に伴い予算額を補正

※予算 援護費 規模 39,489 千円(繰入金 9,873)

○ひとり親家庭への支援

・ひとり親世帯臨時特別給付金(国 10/10) ※6月追加補正【再掲】

子育てと仕事を一人で担う児童扶養手当受給世帯に対し、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、1世帯5万円(第2子以降につき3万円を加算等)を支給

※予算 子ども支援費 規模 350,386 千円(一財 0)

・ひとり親家庭等臨時特別応援金(岐阜市単独) ※7月専決【再掲】

ひとり親世帯臨時特別給付金の対象とならないひとり親世帯に対し、1世帯3万円の応援金を支給

※予算 子ども支援費 規模 13,576 千円(繰入金 13,576)

○結婚新生活支援(国 1/2、岐阜市 1/2) ※7月専決

コロナ禍での低所得者の若者の経済的負担を軽減し、結婚の後押しを図るため、住宅取得等の費用を支援

※予算 子ども支援費 規模 30,109 千円(一財 15,109)

●事業者等への緊急支援

○雇用調整助成金等申請にかかる支援(岐阜市単独) ※5/17 専決

事業者が労働局へ提出する雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請書類作成を社会保険労務士等へ委任した場合、支払った手数料を助成している。

※予算 労働諸費 規模 69,058 千円(一財 69,058)

○雇用就労の促進（岐阜市単独） ※5/27 専決

新型コロナウイルス感染症の影響により、就労の場を失った市民が、ハローワークを通じて市内事業所に就労した場合、労働者、事業主双方に奨励金を交付している。

※予算 労働諸費 規模 200,000 千円（一財 200,000）

○市融資制度保証料補填金（岐阜市単独） ※6月、9月補正

市内中小企業者の資金需要が増加していることから、保証料補填金を増額した。

※予算 金融対策費 規模 610,000 千円（一財 610,000）

○市融資制度（原資：岐阜市単独、事務費：国 10/10） ※9月補正

市内中小企業者の資金需要が増加していることから、貸付金の原資を増額予定。

併せて、5月に創設した感染症対応資金の利子補給に関し、金融機関による代理申請に係る事務経費を支援している。

※予算（原資） 金融対策費 規模 195 億円（一財 195 億円）
（事務） 金融対策費 規模 3,471 千円（一財 0）

○バス事業者への支援（岐阜市単独） ※9月補正

コミュニティバス及び路線バス事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大幅に減少したことに伴う、運行経費を支援

※予算 都市建設総務費 規模 272,000 千円（一財 272,000）

○障害児通所支援事業所等への支援（県 3/4、岐阜市 1/4）

※一部県 10/10 ※6月補正

特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所において生ずる追加的サービスや、事業所に対する休業要請期間のサービス利用相当額を助成

※予算 障害者福祉費 規模 6,882 千円（繰入金 740）

○認定こども園等の保育料減免に対する支援（国 1/2、県 1/2） ※6月補正

非常事態宣言に伴う臨時休園期間の保育料を、減免する必要がある認定こども園等に対し、減免相当額を補てん

※予算 子ども保育費 規模 35,408 千円（一財 0）

○就労継続支援事業所への支援(国 10/10) ※6 月追加補正

就労継続支援事業所における、生産活動の再起に向け必要となる設備の整備や販路拡大に係る経費等を支援

※予算 障害者総合支援費 規模 44,500 千円(一財 0)

○子ども見守り宅食事業者への支援(国 10/10) ※6 月追加補正

学校等の休業や外出自粛など子どもの見守り機会が減少することで児童虐待のリスクが高まる中、食堂や子どもに対する宅食事業を行うNPO法人等に対し、ひとり親家庭の児童等への宅食に係る経費を支援

※予算 子ども・若者総合支援センター費 規模 24,939 千円(一財 0)

○学校給食会への補助(国 3/4、岐阜市 1/4) ※6月補正

3月からの学校臨時休業期間中に提供を予定し、学校給食会が調達を行った未利用食材等にかかる費用について補助

※予算 保健体育費 規模 25,679 千円(一財 6,997)

○施設休館に伴う指定管理者への支援(岐阜市単独) ※6月、9 月補正

利用料金制指定管理施設における、施設の休館に伴う利用料金の減収等影響額を負担

※予算 コンベンション推進費 規模 110,761 千円(一財 110,761)

観光振興費 規模 363 千円(一財 363)

塵芥処理費 規模 702 千円(一財 702)

労働諸費 規模 421 千円(一財 421)

●回復支援

○観光施設 Wi-Fi 環境整備(国 1/3※整備費のみ、岐阜市 2/3) ※6月補正

観光客等の利便性向上を図るため、歴史博物館本館及び分館に、Wi-Fi 環境を整備し、観光客の利便性向上を図る。

※予算 歴史博物館費 規模 279 千円(一財 226)

○観光キャンペーンの実施(岐阜市単独) ※6月補正

・市民地元再発見宿泊キャンペーン事業【再掲】

市民を対象に、鶺鴒や大河ドラマ館を含めた割引宿泊プランを造成し、地元の魅力再発見を通じ、シビックプライドの醸成につなげる。

※予算 観光振興費 規模 35,000 千円(一財 35,000)

・県民モニター情報発信ツアー事業【再掲】

県内在住者等を対象にモニターツアーを実施し、参加者のSNS等による情報発信や、アンケートの課題分析による観光資源の魅力向上を図る。

※予算 観光振興費 規模 12,287 千円（一財 12,287）

○キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化事業（岐阜市単独）※7月専決

地域経済の回復を図るため、QRコード等によるキャッシュレス決済を利用した利用者に、利用額の一定額をポイント付与することで消費喚起を図る。

※予算 商工業振興費 規模 810,000 千円（一財 810,000）

○産業振興支援 ※7月専決

・商店街イベント・集客プロモーション事業（県 3/4、岐阜市 1/4）

商店街組織等がにぎわい回復のために実施するイベント（県の決定を受けた）の開催に対し、上乗せ支援している。

※予算 商工業振興費 規模 24,000 千円（一財 24,000）

・地域経済回復支援事業（岐阜市単独）

産業振興団体・商店街組織等が経済回復のために実施するイベント等に対し支援している。

※予算 商工業振興費 規模 40,000 千円（一財 40,000）

○広告宣伝支援事業補助金（岐阜市単独）※7月専決

売り上げが減少している中小企業等に対し、販売促進等のために実施する広告宣伝に対し、10 万円を上限に支援している。

※予算 商工業振興費 規模 100,000 千円（一財 100,000）

○農業 6 次産業化支援（県 10/10）※9月補正

感染症の影響を受けた生産者が、農産物の高付加価値化を図るため 6 次産業化に取り組む経費を支援予定。

※予算 畜産業振興費 規模 1,314 千円（一財 0）

(3) 今後の対策

新型コロナウイルス感染症との戦いは、長期戦となることから、新型コロナウイルス感染症対策を最優先事項として取り組む。

参考 1 岐阜市における主な対応状況

1月 27 日	保健所地域保健課に相談窓口を設置
28 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部会議」開催
2月 3 日	中・南・北市民健康センターに相談窓口を設置 岐阜市衛生試験所において新型コロナウイルスの検査開始
13 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部幹事会」開催
26 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(2月21日設置) 県内で初の陽性患者が発生
27 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(イベント等の開催方針)
28 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催(幼稚園、市立学校等の対応) 保健所地域保健課の相談受付時間を変更(土日祝日も実施)
29 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催(市有施設の休館・一部停止)
3月 12 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催
17 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催(感染症対策アクションプラン) 岐阜市で1例目の感染者(ニューヨークからの帰国者)
18 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
24 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
31 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 ナイトクラブクラスター1例目の感染者が発生
4月 2 日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催
3 日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 第3回「岐阜県対策協議会」、第3回「岐阜県対策本部」 県による[ストップ 新型コロナ 2週間作戦]の発信
6 日	第13回「岐阜市対策本部会議」開催(推進体制[感染症対策チーム])
7 日	国が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 (5月6日まで:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県) 飲食店クラスター1例目の感染者が発生
8 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特別措置法に基づく本部会議の開催)
10 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策)

	岐阜県、岐阜市が「非常事態宣言」発出 ※別添 1 職場のクラスター 1 例目の感染者が発生
11 日	市内感染者が50例目を超える
13 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」設置
14 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
16 日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定 (特定警戒都道府県)
17 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 ※別添 2
20 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	感染症軽症者の宿泊療養施設利用開始 (HOTEL KOYO)
24 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催 (岐阜市 [非常事態] 総合対策の 見直し)
27 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催 (新型コロナウイルス感染症緊急 対策) 市長メッセージ発出 (市民の皆様へ、こどもたちのみなさんへ)
28 日	市長メッセージ発出 (大型連休に向けて)
5 月 1 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
4 日	国が5月 31 日までの緊急事態宣言の延長を決定
5 日	岐阜県、岐阜市が岐阜市内のクラスター終息を発表
6 日	第 10 回「岐阜市対策本部会議」開催 ※別添 3
14 日	政府が緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から 8 都道府県 に変更、岐阜県は対象区域から外れる
16 日	第 11 回「岐阜市対策本部会議」開催 (新型コロナウイルスのある生 活のための岐阜市総合対策の決定) 新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を解除 ※別添 4
25 日	政府が緊急事態解除宣言 (全国)
26 日	第 1 回「岐阜市対策本部会議」開催 (特措法に基づく対策本部から、 任意設置の対策本部に変更)
6 月 5 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催 (経済対策チームの設置、新型コ ロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策第 2 版)
6 月 22 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催
7 月 22 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催 市長より「4 連休を迎えるにあたって皆様へのお願い」を発出 ※

	別添5
7月31日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が第2波の非常事態を発出 市長より「新型コロナウイルス感染症 第2波非常事態緊急対策も「基本の徹底」」を発出 ※別添6
8月3日	「感染症対策課」を設置
8月7日	第6回「岐阜市対策本部会議」 市長より「今年の夏休み、お盆は新しいスタイルで過ごそう!」のメッセージを発出 ※別添7
9月1日	岐阜県が第2波の非常事態を解除 岐阜県知事、岐阜県下全ての市町村長より「ストップ『コロナ・ハラメント』宣言」

<別添1>

新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言

令和2年4月10日

岐阜市では4月以降、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大し、接客を伴う飲食店（ナイトクラブ）及び料理店において2件のクラスター（集団感染）が発生しています。加えて、感染拡大に伴い岐阜圏域の病床は逼迫しており、状況は極めて深刻です。

こうした状況を踏まえ、本日、岐阜県において「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」がなされましたが、岐阜市においても「**新型コロナウイルス感染症 非常事態**」を宣言します。

感染拡大防止のためには、すべての市民の皆様、企業の皆様、関係団体の皆様の力を結集し、「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

<市民の皆様へのお願い>

○外出を自粛してください

- ・医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末、早朝・昼・夜・深夜問わず、外出を自粛してください。

○人との距離を保ってください

- ・感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（接客を伴う飲食店（ナイトクラブ）、料理店、スポーツジム、カラオケ、ライブハウス等）を徹底的に回避してください。
- ・人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保ってください。
- ・少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめてください。

○国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛してください

- ・国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛するとともに、当該区域に在住の方についても不要不急の帰省や出張、来訪等を控えてください。

<企業の皆様へのお願い>

○感染拡大防止にご協力をお願いします

- ・テレワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行うなど、通勤を最小限に留めてください。
- ・保育所（園）、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス等を原則、臨時休園・閉所するための、特段のご配慮をお願いします。
- ・市内でクラスターが発生している状況を鑑み、店舗の開店時間の短縮、規模の縮小、休業などにご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

<別添2>

令和2年4月17日

政府の緊急事態宣言を受けて

4月16日に政府より全都道府県に対し緊急事態宣言が発令されました。対象期間は、5月6日（水）までです。
特に、岐阜県は、「特定警戒都道府県」に位置付けられました。
すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますよう強くお願いいたします。
「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。
皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<県民向け>
○徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）
・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>
○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）
・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

<別添3>

令和2年5月6日

政府の緊急事態宣言の延長を受けて

5月4日に政府は、全都道府県を対象とした緊急事態宣言の対象期間の延長を決定しました。
引き続き、岐阜県は、「特定警戒都道府県」に位置付けられています。
すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますよう強くお願いいたします。
「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。
皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<県民向け>
○徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）
・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>
○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）
・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

<別添 4>

令和2年5月16日

コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い

皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に最大限のご協力をいただくなど、オール岐阜市として戦っていただいていることに改めて感謝を申し上げます。

政府は、岐阜県を**特定警戒県・緊急事態宣言区域**から解除しましたが、引き続き**感染防止に取り組む**よう求めており、本市においても**油断できない状況**が続いています。

新型コロナウイルス**感染症との戦い**は、ワクチンが開発されるまで**長期戦**です。

あらゆる経済活動や市民生活において、感染防止を土台に置く**“with コロナ”**の考え方の下、**感染防止を徹底**していただきますようお願いいたします。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へのお願い
○「新しい生活様式」の徹底
・感染防止の基本である「身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い」の実践
・感染が流行している地域への移動の自粛など移動に関する感染対策の実践
・日常生活を営む上での基本的な生活様式（手洗い・手指消毒、3密の回避（密集・密接・密閉）など）の実践

事業者の皆様へのお願い
○感染防止対策の徹底
・お客様や従業員の方々、なにより、皆さんの事業を守るため、手洗い・消毒、3密の回避、従業員の健康チェックなどの感染防止対策（運営マニュアルの作成・遵守）の徹底
・新しいスタイルの働き方（テレワークやローテーション勤務、時差勤務など）の実践

<別添5>

4連休を迎えるにあたって皆様へのお願い

- ◆ **本市の現状は第2波の入り口**
 - 7月以降**15人の感染者**（県立高校クラスター7人、他県由来6人）
 - 15人のうちの**13人は、10代、20代の若い人達**
 - 明日からの4連休、夏休み、お盆、GoToキャンペーンの開始など**感染拡大が懸念**
- ◆ **市民の皆様へ**
 - 「**人との距離の確保**」、「**外出時のマスクの着用**」、「**手洗い**」、「**3密を避ける**」など、**感染防止対策の徹底**を！
 - 飲食店などでマスクを外して長時間会話するなど**感染リスクが高い行動は避ける**
 - **感染拡大エリアへの往来は避ける**
 - **感染リスクの高い場所へ行くことはやめる**
- ◆ **事業者の皆様へ**
 - サービス提供にあたって、**感染防止対策を改めて徹底**を！

<別添6>

新型コロナウイルス感染症

第2波非常事態緊急対策も「基本の徹底」

市民の皆様へ

- 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」
- 感染リスクの高い場所と行動を避ける
 - ★NO! マスクを外しての人との接触など
- 感染拡大エリアへの往来を避ける
 - ★NO! 愛知県、特に名古屋市の繁華街のクラブなど酒類を伴う飲食店

事業者の皆様へ

- 感染防止対策の再徹底 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る
- withコロナステッカーを貼って注意喚起

令和2年7月31日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添7>

今年の夏休み、お盆は
新しいスタイルで過ごそう!

市民の皆様へ

- 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」
- ★NO! 体調不良の時は、“帰省しない”、“旅行しない”、“外出しない”
- ★NO! 感染リスクの高い場や行動は、“避ける”
 - ☞大人数での会食や、バーベキュー、カラオケなど
 - ☞マスクを外しての人との接触など
 - ☞特に名古屋市の繁華街のクラブなど酒類を伴う飲食店

事業者の皆様へ

- 感染防止対策の再徹底 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る
- withコロナステッカーを貼って注意喚起

令和2年8月7日 岐阜市長 柴橋 正直

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和2年5月15日 策定
(令和2年6月2日 変更)
(令和2年7月10日 変更)
(令和2年8月1日 変更)
(令和2年9月1日 変更)
(令和2年9月19日 変更)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。

本指針は、そのための方向づけとなるものである。

目次

1 県民の皆さん	3
2 事業所・店舗	
（1）すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	4
（2）共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
① 飲食店（接待を伴う飲食以外）	7
② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	8
③ 観光業（宿泊施設、観光施設）	9
④ 遊技施設等（カラオケボックス、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター等）	10
⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）	12
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	13
3 県の催事施設	
共通する事項	15
（1）屋内の催事施設	16
（2）屋外の催事施設	17
（3）歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	18

1 県民の皆さん

- ・ あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

・ 人との距離の確保

- ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。
(できるだけ2 m。最低1 m)
- ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
- ・ できる限り予約を取って外出しましょう。

・ マスクの着用

- ・ 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。

・ 手洗いの励行

- ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。

・ 自らの体調管理の徹底

- ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

- ・ 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかないようにしましょう。

（注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。 ○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。 ○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。

② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m） ・ テーブル、イス等の削減等により確保。 ○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m） ・ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	○ 入場制限 ・ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロールや、営業時間の短縮等。

入場者の制限	○ 入場時の健康確認 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく（ポスター等により徹底）。
従業員の対策	○ 勤務体系・勤務場所の分散 - 在宅勤務、時差出勤等の徹底。 - 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。 - 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。

③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	○ 頻繁な換気 複数の窓開けによる通気のよい換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	○ 従業員のマスク着用（必須） ○ 入場者のマスク着用（励行徹底） ○ 対面場面の遮断措置 - 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。 - 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	○ 入口等での手指消毒等 ▪ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 ▪ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。 ▪ ペーパータオルの設置（トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止）。
施設・物品の清掃・消毒	○ 徹底した清掃・消毒 ▪ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効）。 ▪ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔消毒が困難な部分（キーボードなど）については、使用者の手指消毒を徹底。〕
廃棄物対策	○ 密閉して廃棄 ▪ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り（ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄）。 ▪ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 ▪ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 ▪ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
従業員の対策	○ 毎日、従業員の健康チェック（必要に応じ検温） ▪ 体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養。 ▪ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。 ▪ 日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
入場者の周知	○ 入場者への周知徹底 ▪ 体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）

① 飲食店（接待を伴う飲食以外）

○ 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が長い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
- ・ 入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
- ・ 列の間隔を確保する床サイン等を実施。
- ・ 酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
- ・ 個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ チケット自動販売機のスイッチ
- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- ・ 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- ・ 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- ・ 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 食事を終えたらマスクを着用しましょう
- ・ 空いている時間帯に食事をしましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- 入店時の手指消毒の徹底。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ショッピングカートの手すり
- 買い物かご
- セルフレジのタッチパネル
- レジテーブル
- 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とするとともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 買い物は少人数でしましょう
- 空いている時間に買い物をしましょう
- 短時間で買い物をしましょう
- レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
- 買いだめや買い急ぎは控えましょう
- 買い物の回数を減らしましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

○ 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。

- 宿泊予約人数の制限（当面、利用者の地域制限を行う等の段階的移行も考えられる）。
- 客室定員の制限（通常より少人数とする）。
- 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
- ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないように格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
- マージャン牌等の貸出中止。浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
- ロビーのテーブル、カウンター
- 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
- 貸し出し器具
- 共同トイレのドアノブ、流水レバー
- 送迎バス等

- 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
- 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
- トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

④ 遊技施設等

<カラオケボックス、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケボックス、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケボックスの場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- カラオケボックスの個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例)	▪ カラオケ機のリモコン、マイク ▪ 食器、コップ、箸、スプーン、調味料等 (※ 使い捨て物品採用も検討) ▪ テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等 ▪ 個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行
-----	--

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例)	▪ 歌唱中もマスクを着用しましょう ▪ 空いている時間帯に利用しましょう ▪ 長時間の滞在は控えましょう ▪ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう ▪ 大声での会話は控えましょう ▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
-----	--

＜パチンコ店、ゲームセンター等＞

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- 飲食の禁止。
- 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例)	▪ パチンコ台のハンドル等 ▪ スロット台のボタン、レバー等 ▪ 玉、玉貸機スイッチ ▪ メダル、メダル貸出機スイッチ ▪ ゲーム機操作レバー、ボタン等
-----	--

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例)	▪ 遊技中もマスクを着用しましょう ▪ 空いている時間帯に利用しましょう ▪ 長時間の滞在は控えましょう ▪ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう ▪ 大声での会話は控えましょう ▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
-----	--

⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、ソーシャル・ディスタンス（人と人との距離）の徹底をはじめとする対策を実施する。
 - 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者の間のソーシャル・ディスタンスを徹底。
 - 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
 - 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
 - カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
 - 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
 - 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
 - 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
 - つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
 - 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- アイスペール、マドラー
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- カラオケ機のリモコン、マイク

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- 大声での会話は控えましょう
- できるだけマスクを着用しましょう
- トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、 合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店

<スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- 利用者同士の間隔が取れない場合等集団レッスンの中止も検討。
- 更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- 受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・トレーニングマシン、トレッドミル
▪ ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう
▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
▪ 長時間の滞在は控えましょう
▪ 人と人との間隔を適切に保ちましょう
▪ 大声での会話は控えましょう
▪ 空いている時間帯に利用しましょう

<マッサージ等>

○ マッサージ等リラクゼーションは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。

- 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
- 待合室での利用者間の距離の確保。

<理美容業>

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - ・ 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

<合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
 - ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
 - ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を2m以上確保。
 - ・ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
 - ・ 歌唱する者以外はマスク着用。
 - ・ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
 - ・ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

<マージャン店>

- マージャン店は密状態になりやすく、複数の者がマージャン卓やマージャン牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。
 - ・ マージャン卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マージャン卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
 - ・ サイドテーブルに消毒液を設置。（可能であればマージャン卓1台当たり2個）
 - ・ マージャン牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
 - ・ 飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマージャン卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。

3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。
なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

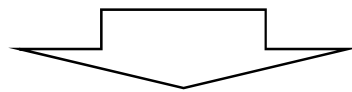
また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

※ 共通する事項

- ・ 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- ・ 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- ・ 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- ・ 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- ・ 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- ・ 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- ・ 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- ・ 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- ・ 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- ・ 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- ・ 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避を徹底。
- ・ イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。

- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」に則る。

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000 人
屋外	十分な間隔（できれば2 m）	5,000 人



業種別ガイドラインの見直しを前提に、マスク着用率 100%など必要な感染防止対策（※1）が担保される場合、以下の要件へ緩和可。

	収容率		人数上限
イベント の種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの （例：クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等）	大声での歓声・声援等が想定されるもの （例：ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等）	① 収容人数 10,000 人超 ⇒ 収容人数の 50% ② 収容人数 10,000 人以下 ⇒ 5,000 人
	100%以内 〔席がない場合は適切な間隔（最低限人と人とが接触しない程度の間隔）〕	50%（※2）以内 〔席がない場合は十分な間隔（1 m）〕	（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

※1 必要な感染防止対策：①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理（令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より）

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

(1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
- ・共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 空いている時間帯に利用しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
- 大声での会話は控えましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

（例）

- グループ討論、ワークショップ方式の講座等
- 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

(2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- 自動販売機のスイッチ
- 屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 空いている時間帯に利用しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は控える。

（例）

- 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- ・ 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- ・ 観客の入退場時の密集回避。

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- ・ 出演者同士の間隔を2 m以上確保。
- ・ マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- ・ 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- ・ 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- ・ 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ・ ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ・ ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。